

5 月 NEWS

【1】 税制情報

今回は令和元年（2019 年）10 月 1 日以後適用する消費税の「軽減税率制度」についてご紹介致します。

軽減税率の対象品目は「酒類・外食を除く飲食料品」、「週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」が対象品目とされています。その中で一体資産に係る適用税率の判定についてお知らせします。

○軽減税率 8%が適用される一体資産は、下記の 2 要件を満たすものとなります。

①	税抜価額（本体価額）が 1 万円以下
②	食品の価額の占める割合が 2/3 以上

今回は、要件②は満たしている前提で要件①に注目します。

軽減税率が適用される一体資産を 8%と 10%のいずれで割り戻すかによって、要件①の判定結果が異なる判定となります。税込価額 10,801 円から 11,000 円の場合、軽減税率 8%で割り戻すと税抜価額が 1 万円超となる一方で、標準税率 10%で割り戻すと税抜価額が 1 万円以下となります。

こうしたケースでは、軽減税率 8%で割り戻して計算した税抜価額により、要件①の判定を行うとのこと。

税込価額 10,801 円から 11,000 円の一体資産であれば、軽減税率 8%で割り戻した結果、税抜価額が 1 万円超となるため、要件①を充足せず、標準税率 10%が適用されます。

ここで注意が必要なのは、あくまで“一体資産の適用税率の判定で用いる税抜価額”ということです。実際の消費税額は標準税率 10%となるため、本来の税抜価額は標準税率を用いてください。

結果的に、税込価額 10,800 円超なら標準税率 10%、税込価額 10,800 円以下なら軽減税率 8%を適用することとなります。

その他の消費税の軽減税率制度に関する Q&A は国税庁のホームページに記載されていますので、そちらもご確認ください。

【2】5月の主な税務

5月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限	内容
5月10日	4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
5月31日	3月決算法人の確定申告
	3月、6月、9月、12月の決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人、個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	9月決算法人の中間申告
	消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告（1月決算法人は2ヶ月分）

【3】スタッフの一言

2019年5月1日より新元号「令和」となりました。まだ令和という元号に慣れず、平成の文字を見ると安心する反面寂しさも感じます。これから申告書等も「令和」に変わるので、見慣れない元号となりますが、早く慣れればよいなと思います。

5月は3月決算法人の申告月で会計事務所にとって大変忙しい月の一つとなりますが、体調には十分気を付けて日々の業務に励みたいです。

担当：浦川